

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

**司会者**：本日はお忙しいところ，裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして，誠にありがとうございます。

今日は，裁判員等を経験なさった皆さんにお集まりいただいて，当時，どのような御苦勞をなさったか，どのように思われたかといったところを御自由にお話しいただき，今後の裁判員制度の運用に役立てていこうというものですので，ぜひとも忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

本日は，事実関係に争いのある事件を担当された方にお集まりいただきました。

まず，お一人ずつ，裁判員等をなさっての御感想をお話してください。

**裁判員経験者 5**：私は，裁判に来させていただいたのは実質5日間だったと思うんですけども，こういうところに来るのも初めてでしたし，貴重な経験でした。

**裁判員経験者 4**：私が担当した事件は，被告人と関係の深い人への強姦だったんですけども，朝から，裁判員みんなで，普段は絶対できないような内容の話をしましたね。女性としては辛いところもあったんですけども，逆に女性だからこそ分かるところもありました。

また，今までは本当に裁判に無関心でしたが，裁判員を経験したことによって，こういうふうにしていろいろと事件を調べていくんだなということが分かりましたし，六法全書を読むのがすごく楽しくなりました。六法全書を見たら，こういうことになっているんだなということがすごく分かって，本当に貴重な経験をさせていただいたなと思っています。

**裁判員経験者 3**：私の担当した事件は，物的証拠や確定した証拠がなく，目撃証言もなく，状況証拠だけで判断するものでしたが，裁判官や他の裁判員といろいろ話し合っただけで結論を出しました。自分たちの出した結果が果たして合っているのかと自問自答しましたがけども，最終的には，自分の判断に迷いはなかった。

たですし、いろいろと勉強になりましたね。

**裁判員経験者 2**：私の事件の場合は、皆様方と違って、被告人がほとんどしゃべらなかつた。ですから、事件の内容を聞けなかつたんですね。被告人が何を考えているのか分からず、どういうふうに考えていけばいいのかなと迷いましたね。だけど、今は、非常にいい経験ができたなというふうに感じています。

**裁判員経験者 1**：私の担当した事件は、審理期間が長くて大変でした。しかも、出てくる登場人物が多くて、どんな関係性なのかを頭の中で整理するのも大変でした。久しぶりに頭を使ったんで、大変だったということが印象に残っています。

**司会者**：ありがとうございます。

既に評議についての御苦勞話が少し出ていますので、まず、事実を判断するという作業について、皆さんからお伺いしたいと思います。裁判官が司会をして、検察官や弁護人がされた論告弁論などの意見を踏まえて、真実は何なのかを議論して探求していく作業が、なかなか大変だったろうと思います。その評議のあり方について、御意見をお伺いしていきます。また、その中で必要があれば、論告や弁論と評議との関わりについてお話しいただいても結構です。

2番さんは、被告人が語らない状況で人の心の中を判断する必要があったわけですが、評議はいかがでしたか。被告人が意図して火をつけたのか、家まで燃やすつもりはなかつたのかなど。

**裁判員経験者 2**：被告人があまりしゃべらないので、この辺が一番難しかったです。状況的には、御本人がされたことは間違いないんだろけれど、推定で進めて本当にいいのかなという気はしましたね。ただ、そんなものだろうとも思いましたが、難しかったですね。奥さんもあまりお話しにならなかつたので。

**司会者**：被告人が黙秘したということなんですか。

**裁判員経験者 2**：お酒が絡んで覚えてなかつたんですね。お酒をいっぱい飲む方なのに、それぐらいで酔っ払って覚えてないという点で、疑問がありましたね。

**司会者**：そういうことで、被告人は語らないし、周辺の人あまり語らないとなると、現場の状況等の外に表れた事実から推測していくという作業になるわけですね。

**裁判員経験者 2**：そうですね。

**司会者**：本人が語らないから推測で考えていかなければいけないという手探りのような評議は、いかがでしたか。

**裁判員経験者 2**：裁判長が優しく、そういうのはこうですね、ああですねと、うまいこと説明していただきましたんで、大丈夫でした。ただ、本人がやりましたと言わないんで、果たして最終的にこれでいいのかと、かなり厳しく議論をしましたね。

**司会者**：2番さんは、誰も語らないという状況の中で判断をする難しさを感じられたようですが、4番さんは、いかがでしたか。4番さんの事件では、関係者が多く、話す人も多かったんですよね。被告人も被害者も、それぞれに違うことを話すと。その中で、誰が言っていることが本当なんだろうかということを探求する作業だったかと思います。そういう事件での評議のあり方について、御意見はございますでしょうか。

**裁判員経験者 4**：全員が違うことを言っているというわけではなかったんですが、とにかく、被告人がよく泣いていたんです。何かあったら泣いて泣いて、償います、償いますの一点張りでした。大きな男の人が泣くという行為を見て、いたたまれなかったですね。

評議では、裁判長や裁判官からいろいろと詳しく説明をしていただけたので、矛盾するところから、どうやって收拾をつけていけばいいのかと考えていって、何とかなりました。

あと、弁護士からいろいろと資料をいただきましたんですが、こんなものは証拠にならないだろうというものもありました。これは本気で持ってきているんだろうか、私らをばかにしているのかと言いたくなるぐらい。償います、認めますと言っておきながら、そんな証拠を出してまで何とか罪を逃れたいのかと思

ってしまうようなものがありました。だから、そういう怒りをなだめられながらの評議が多かったですね。公平に、平等に考えましょうというそんな感じでした。

**司会者：** 4番さんの事件は、被告人が犯行の一部を否認していて、被害者が語っていることは真実に反すると主張していましたね。

**裁判員経験者4：** はい。

**司会者：** 弁護人側について、なぜそんな不合理なことを述べられるのかと思うような部分があったというお話でしたね。

**裁判員経験者4：** はい。例えば、証拠写真を持って来られたりしているんですが、これがなぜ証拠になるんだろうかというような、日付も何も入っていない写真であったり、素人である私たちが見ても、えっと言いたくなるような写真が出てきたりしました。

あと、情状酌量してもらおうと一生懸命話してくださるんですけども、今問題となっていることと趣旨が違うじゃないかという内容が非常に多かったです。

**司会者：** ありがとうございます。

5番さんは、誰が犯人かを考える事件でした。被告人は犯行を否定していましたが、被告人から自分がやったとはっきり聞いたと述べる人が出てこられましたね。その人の、被告人から犯行を告白されたという証言が信用できるかが、一番のポイントで、判断が難しかったらと思うんですが、評議のあり方について、何か御意見はございますか。

**裁判員経験者5：** 私も裁判は初めてでしたので、最初は、何かを判断できるような状態ではなかったと思います。どちらかが嘘を言っているんだろうなという程度でした。ですが、皆さんの意見を聞いて、いろいろと考えてまとめていく中で、次第に考えが絞られて、焦点が定まっていきました。私には、その過程がとても勉強になりました。

**司会者：** ありがとうございます。その焦点が絞られていく評議の過程において、

検察官や弁護人の論告弁論が役に立ったかについてお伺いします。

1番さんの事件では、被告人が犯罪に加担したことには争いがなく、何をしたのかもほぼ問題なかったけれども、それを正犯と評価するか、幫助犯として軽く評価するか、高度な法律的评价が論点としてあったかと思います。

その論点について、審理の途中に評議をして結論を出すという作業を繰り返さなかったと聞いています。そのような審理の間に挟んだ評議や、高度に法律的な事柄について議論をして結論を出していくということについて、御意見があればお伺いできますか。

**裁判員経験者 1**：被告人は、頭の中が理路整然としていて、すばらしいなと思うぐらいきちっと説明をされたんですね。ですから、ある意味では分かりやすかったんですけども、何せ裁判というのは初めてでしたから、頭がだんだんこんがらがってくると、もう飛んじゃってしまいましたね。

具体的に、一番難しいなと思ったのは、事実だけで判断をして考えていかなきゃいけないということです。それを裁判官から最初に説明されていたんですが、被告人の生い立ちや受け答えのやり方だけを見て、私情が入って、被告人にいいように考えてしまったんですね。それを軌道修正していくんですけども、やっぱりそこら辺が非常に難しかったなという印象を持っています。

**司会者**：証拠だけに基づいて判断しましょう、証拠によって認められる事実を積み重ねて、そこから結論を導いていきましょうという作業がなかなか大変だったというお話だと思いますが、最終的には、評議の中で軌道修正がなされたということですね。

1番さんの担当された事件は、審理の途中に論告弁論があって、評議をして、また少し審理をしてから、また論告弁論があって、評議をしてということを経験されたわけですね。その論告や弁論は、評議の際に役に立ちましたか。

**裁判員経験者 1**：いただいた論告や弁論の紙には、争点が何かということもきちんと書いてあったので、理解できましたね。ですが、理解できたということ

と、それに対して判断をできるかということとは別でした。判断をするのは難しかったなと思います。

それと、検察官も弁護人も複数いらっしやって、交互に話をされたんですけども、非常に分かりやすい人もいれば、ものすごく眠くなるほど分かりにくい人もいました。中でも、弁護人から被告人に質問をするときに、本当に被告人の弁護になっているのかなという人や、検察官と同じことをまた聞いていて、余り意味がないなと思う人もいました。

**司会者：**論告や弁論に書かれた争点は分かりやすかったけれども、判断をするのは別だというお話について、もう少しお聞きしたいと思います。どれも難しい争点だったと思いますが、検察官や弁護人から、それぞれの立場で、こういう証拠のこういうところを見れば、こういう理由で、自分が言っている方が正しいはずだということを述べられたかと思います。それは、判断しやすいように導いてくれるものでしたか。

**裁判員経験者 1：**そういう部分では、弁護人の弁護がちょっと弱かったような気がしました。

**司会者：**論理展開が分かりにくいといったことですか。

**裁判員経験者 1：**検察官が言うことに対して、弁護人はこうですよというのが、何か見えづらい部分もあったなということですね。

**司会者：**2番さんの事件では、家を燃やしたこと自体は、大筋では問題ないけれども、燃やした理由が何なのかが問題でした。また、部屋で物を燃やしているんだけれども、家を燃やそうと思ってその物に火をつけたのか、それとも単にその物だけを燃やすつもりだったのかも問題でしたね。

**裁判員経験者 2：**そうでしたね。

**司会者：**それについて、検察官は、こういう理由で家を燃やすつもりだったに違いないと論告で述べられ、弁護人は、こういう理由でどちらを燃やそうとしたのか分からないと弁論で述べられたと思うんですけども、それは、議論をするのに役に立ったか、どう役に立ったか、どうでしょうか。

**裁判員経験者 2**：本人にその意思があったかどうかは、結局、水かけ論なんですよ。ただ、被告人に対しての質問時間がちょっと短かったかなというのあって、自分の中に疑問が残りました。明らかに火をつける意図がなければしないことが行われていて、写真等に全部残っていたと言うんですけど、その辺があまり証拠として出てこなかったんですね。そして、終わっちゃったんで。

**司会者**：そうすると、被告人が火をつけるに至ったいきさつについて、いろいろ意見を述べられたけれども、それに説得力が感じられなかったということなんでしょうかね。

**裁判員経験者 2**：そうですね。

**司会者**：同じようなことを3番さんにもお聞きできればと思います。3番さんの事件では、犯人は被告人しかいないということを検察官が論告で述べられて、そうではなくこんな可能性もあるということを弁護人が弁論で述べられました。それが、御自分の頭の中を整理して評議で議論をする際に、役に立つ内容でしたか。

**裁判員経験者 3**：検察官は有罪で、弁護人は無罪を主張していたんですけども、それぞれに直接的な証拠がなく、間接事実のみで、一つ一つ議論していきましたのでね。最終的に行き着く先は、一つの事実であったと思いますけどね。

**司会者**：では、検察官や弁護人の述べられたことは、議論の役に立ったという感じでしょうかね。

**裁判員経験者 3**：そうですね。量刑を争うだけの裁判でなしに、有罪か無罪かというところから始まった裁判ですので、双方の意見を聞いて、一つずつ、結論を出していくことができたと思いますね。

**司会者**：検察官や弁護人が述べられた主張について、一つずつ考えながら結論を出していく、そういう評議ができたということですね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：4番さんは、検察官や弁護人の論告弁論が評議の役に立ちましたか。

**裁判員経験者 4**：役に立ったか否かと言われたら、かなり役に立ったと思います

ね。

先ほど、1番さんが、弁護人が検察官と同じようなことを聞いていたということをおっしゃったんですけど、私の事件でも、あなたは弁護人ですよねと言いたくなるぐらい、検察官のような口調で何でこんなことをしたのかといきなり言い出しました。そういう部分も踏まえて、弁護人がこんなことを言っていたね、検察官がこんなことを言っていたねという形で、評議をしやすい状態ではありましたね。いろいろと言ってくださっていたおかげで、口をつぐんでしまうことなく、誰もが、そうじゃない、こうだと、本当によく話し合いができたと思います。

**堤検察官**：検察官の立場からしますと、立証責任を負う、つまり、検察官が合理的に考えて有罪だという、間違いないというところまで立証しなければいけない責任を負っていますので、論告で、こういう証拠からこういう事実が認められるんだとか、被害者の話はこういう理由で被告人の話よりも信用できるんだと、いろいろ理由を挙げて、皆さんの評議の道しるべになれるよう、お役に立てるような論告を作っています。そういう観点で見たときに、それだけでは物足りないとか、この論理が分かりにくかったということがあれば、教えていただければと思います。

**裁判員経験者 4**：悪いことではないんですが、堂々としすぎていたかなと。弁護人があたふたしているところに、検察官が余裕しゃくしゃくで立ち向かっているような感覚だったんです。できたら、もう少し、そこはもっとこんな証拠があったんだよというのをはっきりと前面に出していただけたらと思います。

**司会者**：それは、証拠としてという意味ですか。

**裁判員経験者 4**：証拠としてというか、その証拠を基にして、検察官がどんと立ち向かっていて、私たちはどういう態度をとればいいのかというものが少しありましたね。

**司会者**：横綱相撲だったということですね。

**裁判員経験者 4**：そうですね、はい。



**空閑裁判官**：私は、もう少しロードマップというか、どういう段取りで検討して  
いって、最後の道筋に至るのかというのを示してほしかったと言われた覚えが  
あります。検察官の論告では、ロードマップのようなものが示されたけれど  
も、それでは足りず、評議の中でのロードマップのようなものが必要だと感じ  
られたのでしょうか。

**裁判員経験者 1**：ロードマップは、多分、出されていたんだろうし、説明してく  
れたんでしょうけど、だんだん分からなくなってきたんだと思うんです。  
裁判官や検察官は、ずっとその裁判を担当してきて、全く初めての人間とは雲  
泥の差がありますけど、素人は、最初に説明を受けていても、頭から飛んでし  
まって分からなくなることもあると思うんですね。

**空閑裁判官**：裁判官としても、審理を進めながら評議の進め方を組み立てていっ  
た部分がありましたので、もっと準備をして、きちんと裁判員の方に方向性を  
示す必要があったのかなと思っています。

**司会者**：検察官からの先ほどの御質問は、立証責任を負っている検察官として、  
論告で考え方の筋道を示しているはずで、それが評議でどれほど使えたか、役  
に立ったかでしたか。どうでしたか。

**堤検察官**：検察官として、ロードマップを提示しているつもりではあるんです  
が、それが、評議の場でどの程度役に立っているのか、立っていないのか。立  
っていないんだとすれば、この辺りの論理が飛躍しているとか、この辺りが  
分かりにくいとか、そういった御感想や印象を教えてくださいということ  
です。

**裁判員経験者 1**：その点については、評議のときに、相当使っていました。論告  
や弁論がなければ、僕らもなかなか理解できなかったでしょうし、評議もなか  
なか進んでいかなかったと思うので。非常に使い勝手がよく、絶対に必要だ  
と思いますね。その中身がどうだったかということは、なかなか他との比較も  
できないので、分かりませんがね。

ただ、検察官からも弁護人からも、それぞれに出てきますよね。その2つを

比較したときに、ちょっと分かりにくい部分はありましたけど。

**司会者**：比較がしにくい、どう比較すればいいのか分からなかったということですか。

**裁判員経験者 1**：理解しにくい部分があったような気がします。

**司会者**：検察官は立証責任を負っていますので、1から10までストーリーが繋がるように理屈を繋げていって、だから被告人は有罪だという論理展開をなさるのが論告かと思いますので、非常に論理的でかっちりとした構造になっているのではないかと思います。

それに対して弁護人は、疑いを生じさせればいいわけです。争点について、もしかしたら検察官が言っていることは違うのかもしれないという疑いが生じたら、もう無罪になりますから、こういうところに疑いがあるんだと、検察官の主張の弱いところを指摘するというのが一つの標準的な弁論でしょうか。

**中川弁護士**：はい。検察官は捜査を遂げて、ストーリーを作っているわけですから、そこにこういう穴がありますよと提示する弁論が、オーソドックスなスタイルだろうと思います。

ただ、それは、分かりにくさに繋がりやすい側面があるので、できるだけ、検察官とは違うストーリー、いわゆるアンチストーリーを作った上で、それをプレゼンテーションしていきたいという思いを、多くの弁護人は持っています。ただ、全ての事件で別のストーリーができるかという、なかなか難しいところではあります。

検察官のストーリーのここに合理的な疑いを差し挟む余地があるんじゃないかという主張をする場合、それが、裁判員の方から見たら、箸にも棒にもかからないということがしばしばあって、弁護人としては辛いところです。弁護人としては、分かりやすく、かつ、説得できるものにしたいということをいつも思っているんですが、何分、材料が乏しいというところがあります。

あと、我々は、職業上、被告人の主張に忠実に職務を遂行する義務を負っていますから、やや説得力を欠くなど思っている、被告人がそうおっしゃる以

上は、それを信じてやらざるを得ないという面があって、それが分かりにくさに繋がっているのかなと、反省を含めて、今聞きながら思っていたところであります。

裁判員の皆さんからは、弁護人の弁論の説得力がなかったという御感想が多いんですけれども、主張の意味自体が分からないというレベルなのか、表現が分からないというレベルなのか、説得力がないというレベルなのか、その辺りを教えていただいて、どうすれば改善できるかについてのヒントをいただければと思います。

**司会者：**弁論についても、そういった観点から御意見をお聞かせいただければと思います。

5番さんの事件では、誰が犯人かという争点について、自分がやったと被告人から告白されたという証人の証言があって、これが信用できるかどうかの問題となりました。これを考えるに当たって、今検察官がおっしゃったように、考え方の筋道を論理的に展開して、検察官がおっしゃるとおりの論理展開が正しいから有罪だとすっと理解しやすく、評議しやすいものだったか。逆に、被告人から犯行を告白されたという証人の証言が信用できないかもしれないと疑問を持つのに適した弁論だったか。どうでしょうか。

**裁判員経験者5：**検察官がおっしゃったことは、筋が通っていて、その通りだと思いました。ただ、余りに単純だったので、証人が本当のことを言っているとあっさり信じてはいけないと思って、証人がもし嘘をついているとするならどんな裏があるか、どんな理由があるか、何かあるんじゃないかというように勘ぐりながら考えました。でも、やはり検察官の方が強くて、弁護人の方がちょっと難しいかなという印象があったと思います。

**司会者：**御経験された事件では、検察官の論告の方が非常に論理的で納得できて、評議しやすい内容を示されたということですね。ありがとうございます。

論告、弁論、評議に関しては、こんなところでよろしいでしょうか。ここからは、証人尋問、被告人質問についての御意見をいただければと思っています。

す。

最終的には、論告、弁論を踏まえて評議をして、有罪、無罪の結論を出していかれたと思いますが、その判断材料は証拠です。そして、証拠調べの中心は、証人尋問、被告人質問だったと思います。2番さんの事件では、被告人らがあまり語らなかったので、証人尋問、被告人質問のところはそれほど役に立たなかったのかもしれませんが、そのほかの方の事件では、証人尋問と被告人質問が証拠の中心になっていたんじゃないかと思います。

証人尋問や被告人質問では、知りたい情報が分かりやすく提供されましたか。質問の仕方はどうでしたか。あるいは、もっとこういう人を呼んで尋問しなければいけないなど感じませんでしたか。そういったところをお伺いしたいなと思っております。

**裁判員経験者 3**：証人は、お医者さんとか同居人とか、いろいろと出てこられましたが、個人的には、証人で呼ぶなら、第1発見者の救急隊の方を呼んでいただいて、実際の状況を知りたかったというところがありますね。

**司会者**：第1発見者の証人尋問が行われなかったことについて、少し疑問を感じたという御意見でございます。

検察官や弁護人から証人に質問をされたと思うんですけども、質問の意図が分かりにくいとか、質問の仕方が良くなかったとか、そんな御感想を持たれたところはありませんでしたか。

**裁判員経験者 3**：質問では、自分の知りたいことは知れました。ただ、もうちょっと突っ込んでほしいなというところが何か所かありましたね。弁護人は、論点がずれた質問もしていました。

**裁判員経験者 4**：アリバイを証明するための証拠を出されたんですけども、日付がない写真でしたので、全然証拠にならないんじゃないかというものがありましたね。ですので、検察官や弁護人は、被告人と一緒に写真に写っている誰か一人を証人として連れて来られなかったのかなと思いました。その証人に話を聞けば、私たちにも分かりやすかったんじゃないかな。日付を明確にしてもら

えるようなものを準備していただきたかったと思います。

**司会者**：被告人がアリバイを主張していて、そのアリバイを証明する写真が証拠請求されていたけれども、写真には日付が入っていなかったもので、同じ場所に居合わせた人物の証人尋問をすれば、いつどこで撮られた写真か、被告人がいつどこにいたかということがもっと分かったはずだと思うが、検察官も弁護人も、なぜか証人尋問を請求しなかったということがあったわけですね。

関連してお伺いしますけれども、4番さんの事件では、公判期日より前に、裁判を担当する裁判官も裁判員もいない中で、検察官と弁護士とその裁判を担当しない別の裁判官によって、被害者の証人尋問が行われていましたね。そして、法廷では、その証人尋問の様子を録画したビデオを再生して、それを見るということが行われました。これは、裁判員の方からすると、目の前で行われる証人尋問ではなく、直接質問することができないという特徴がありますけれども、この点をどうお感じになりましたか。

**裁判員経験者4**：率直に言って、良かったという思いがあります。被害者の証言を生で聞くと、やっぱり感情が入ってしまうんですね。ですので、録画を見せていただいて、向こうが一方的に話しているのを淡々と見聞きすることで、信憑性が高いかどうかというところまで冷静に考えることができました。少しうるっとくるところまで感情が出てくる場面もありましたので、それを抑えるという意味においても、本当に良かったなと。かえってその方が良かったと思います。

**司会者**：証言を客観的に見ることができたということですね。

**裁判員経験者4**：そういうことですね。

**司会者**：ビデオカメラを通して見る、生の表情とは少し違うという点について、マイナス面はお感じにはありませんでしたか。

**裁判員経験者4**：いえ、プラス面しか感じられませんでした。生だと、どうしても周りも見えますから。例えば、私は今しゃべってますけど、結構緊張しているんですね。緊張していると、本当に言いたいことがあっても、それが少し削

られて、違う言い方になってしまうということもありますけども、ああいう席だったら、多分、本当に自分が思ったことをちゃんと話せるんだろうなと思いますので。

**司会者：**法廷ではない場所で証言をするということは、証人自身にとっても、リラックスして話せるだろうという趣旨ですね。

5番さんの事件では、証人尋問をビデオリンクという方法で行いました。つまり、証人を法廷に入れずに、別室で証言させて、それをモニターで見聞きするということをしたわけですがけれども、それについての感想はございますか。

**裁判員経験者5：**証人が被告人のことを怖がっていて、直接顔を合わせられないという理由なのか、それとも、証人が嘘を言っているから、被告人の顔を見たくないという理由なのか、どっちかなというのを考えたりはしましたけど。

**司会者：**目の前で直接見聞きするのではなく、カメラ越しに話を聞くということについては、マイナス面はありませんでしたか。

**裁判員経験者5：**いや、特別はなかったと思います。

**司会者：**では、それとは離れて、お聞きになった証人尋問や被告人質問全般について、知りたい情報が分かりやすく提供されたか、質問の意図に分かりにくいところはなかったか、質問の仕方に問題はなかったか、他にも聞くべき証人がいると感じられなかったか、そういった点についてはいかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**私の場合は、そんなに複雑な事件でもなかったもので、特別にはありません。

**裁判員経験者1：**私の事件は複雑でしたけれども、被告人が前向きに、なおかつ理路整然と、よくこんなことを覚えているなと思うほど話をしていたので、そういう意味では、きちんとした話を聞けました。問題は特になかったと思います。

ただ、事実は分かりましたが、それをどう判断するかというところがやっぱり難しく、特にどういう事実であれば共同正犯に当たるのかというところの判断が難しかったような記憶があります。

**司会者：**共同正犯か幫助犯かというのは、裁判官にとっても非常に難しい部分です。裁判官から皆さんに説明があったと思います。その説明を聞かれて、こういうのを共同正犯と言い、こういうのを幫助犯と言うんだと、すっと納得できましたか。

**裁判員経験者 1：**いや、多分、すっとは分からなかったんじゃないですかね。やっぱり経験がないと、なかなか難しいなというところだと思います。特に微妙なところでしたから、そういう微妙なところの判断がなかなか難しいなと思いました。

**司会者：**2番さんの事件では、被告人らがあまり話してくれなかったということなので、証人尋問や被告人質問の話をお聞きするのではなく、現場の状況とか、証拠についてお聞きしたいと思います。

2番さんの事件では、現場が燃えている状況、何が燃えているのか、どこに何の燃えかすがあったのかといったことがかなり重要であって、事件直前に被告人が家族とメールでやりとりをしている、そのやりとりも重要だという事件だったと思います。

こういった部分をいかに法廷で分かりやすく皆さんにお示しするかというのは、検察官も弁護人も大変苦労なさっているところかと思いますが、現実にご覧になって、どうでしたか。例えば、証拠の作り方として、こういう作り方よりもこういう作りの方が良かったんじゃないとか、足りないものがあったとか、逆に多過ぎたとか、こういう理由で分かりにくかったなど、御意見をいただけますか。

**裁判員経験者 2：**私を感じたのは、犯罪が起きた後の燃え終わった状態の写真はきちんと見せていただいたんですけれど、あとは全部、言葉でしたよね。確か、メールの状況も全部消されてましたし。じゃあ、何が証拠なんですかと聞きたかったんです。ただ、その中で、検察官の方は、やる気はなかったがやっちゃったと被告人が言っているけど、やる気がない人がそこまでやるのかという点で、状況立てとしてうまくやっていたなと思います。弁護人は、本人はそ

の気じゃなかったということを熱心に言っておられましたし、本人もそのように思える方だったから、そのように受け取れるんですけど、証拠を基にすると、どうしても、ちょっと違うかなと。

ただ、罪の量刑としては非常に重いんでしょうけれど、誰も怪我をしてない、誰も死んでないとなると、どうしても心情が被告人側に移っちゃうんですね。そこのところは、きちんと采配したつもりですけどね。非常に難しいなと思いました。

**司会者**：現場の状況については、御覧になった証拠で十分理解できましたか。現場の燃え跡の状況が分かりにくいことはなかったということでしょうか。

**裁判員経験者 2**：分かりにくかったです、それしか残ってないから、それで判断するしかないという感じだったと思います。

**司会者**：現場はこんな様子でしたという図面があって、その一部にだけ写真が貼ってあるという証拠でしたよね。やはり、そういった図面や写真に過不足はありましたか。

**裁判員経験者 2**：本当は再現されればいいんでしょうけど、そうはできないですから。

**空閑裁判官**：2番さんは、裁判が終わった後に、もう少し、時系列でかつちりとしたものがあれば良かったと言われませんでしたか。

**裁判員経験者 2**：はい、言いました。

**空閑裁判官**：検察官が出された冒頭陳述メモの中で、ある程度、事実経過が時系列で書かれているから、これで足りるような気もするという話をしましたけど、もっと正確な時系列的なものが欲しかったという御感想を述べられたように思ったんですよね。

**裁判員経験者 2**：ちょっと、はっきりとはもう覚えてないんです。

**裁判員経験者 1**：私の事件では、関係者の関連図のようなものが出てこなかったので、そういうものがあつた方が良かったかなという気がしないでもないですね。



**司会者**：出てこないのには出てこない理由がきっとあるんだろうと思いますので、御意見をいただければと思います。

**堤検察官**：まず、出さない証拠というのは、確かにあります。それは、限られた裁判員裁判の時間の中で、どういう証拠を出せば一番分かりやすいかということと私達なりに検討した結果、優先順位をつけて、真に必要なものだけを出しているからです。誤解のないように言いますが、都合が悪いからその証拠を出さないということでは決してなく、効率的で分かりやすく立証するためには、この証拠を出すのが一番いいだろうということを考えて、やっています。

それとも関係はしてくるんですが、冒頭陳述の後に、写真やら文書やらパワーポイントやら書画カメラというものを使ったりして、検察官から、大体1時間程度、独演会のように、客観的で争いのない事実を説明する報告書について見聞きしていただくんですね。

そこにも、私どもは注意を払っています。お話ししたことが、ちゃんと、そういうことだったのかと分かっていたらいいような証拠作りをしたいなと思っています。そこで見聞きしていただいたことを踏まえて、後の証人尋問やら被告人質問を聞いていただければ、ずっと水が流れるように、皆さん方の腑に落ちるようになればいいなと思ってやっちはいるんですが、それがどの程度できているかが問題ですね。

先ほどのお話にもありましたが、ちょっと写真が足りないとか、この部分の説明が分かりにくいというようなところがもしもあれば、そういったところも教えていただければなと思っています。こういう証拠があればもっと良かったというところもあれば、参考にしたいと思っています。

**中川弁護士**：弁護人の証拠については、二通りの方向があります。弁護側が立証責任を負うわけではないので、検察官が出してくる証拠に対して、証拠として扱っていいですよと言うかどうかという点。それと、弁護側にはこんな有利な事情がありますということと主張するための証拠です。前者の、検察官が出される証拠を、証拠として扱っていいですよと言うかどうかについては、当然、

それは事実と違いますと被告人本人が言えば、それを証拠として扱ってもらっては困るということになるわけですが、それとは別に、少しインパクトが強過ぎるんじゃないかとか、特にまとめられた図面等で、非常に分かりやすいが故に、それが全部事実であるかのように思われてしまう場合に、ミスリーディングだということで、修正をお願いしたり、場合によっては同意できないということがあります。結果として、検察官が一生懸命に作られた証拠であったとしても、証拠として法廷に出てこないものがあります。

他方で、弁護人の出す証拠のもう一点、先ほどのアリバイ立証のための証拠などについてですが、一般の方がお考えになる以上に、弁護人には証拠を集める手段がありません。強制捜査をする権限は当然ありませんし、通常、弁護人から裁判に来て証言してくれませんかとお願ひして、いいですよと快諾する人は多くはないわけなんですね。そういう中で、できるだけ証拠を集めようとはするけれども、なかなか難しいという実情はございます。

ただ、できる限り、被告人に有利な証人であるとか、証拠を探して、取捨選択して出すようにはしています。

弁護人側から出す証拠は、そもそも、そういう制度的、あるいは権限上の制約があるということも御理解いただきたいと思います。

**司会者：**そのようなことから、検察官からも弁護人からも請求されない証拠というのがあるわけなんですね。そうは言っても、やはりこれがないのはおかしいよと感じられたところがあれば、ぜひ御指摘いただきたいと思います。

今、検察官から御質問があったのは、冒頭陳述が終わった後に、人間関係やら事実関係について、検察官作成の報告書という形で調べていることが多いと思います。先ほど2番さんにお聞きしました現場の状況の写真が貼られた図面や、メールのやりとりについての報告書などがそれに当たるわけですが、それについて、できはどうでしたか。

1番さんは、そういうものをたくさん見られたと思うんですが、どうでしょうか。お感じになられたことはありますか。

**裁判員経験者 1**：凄惨な写真だとか、ちょっと信じられないようなことになっているなという印象はありましたけども、そういう印象があったから、十分に伝わってきたんだと思いますね。

**裁判員経験者 3**：私の場合は、防犯カメラの映像がもう少しあっても良かったと思うのと、密室で起こったことでしたので、その詳細、そこから血液反応が出たのかといった辺りが分からなかったの、その辺りをもう少し知りたかったなと思いますね。

**司会者**：血液反応について捜査した結果、恐らく反応が出なかったから証拠がなかったんだと思いますけど、反応が出なかったのなら、どこを捜査して出なかったのかといった証拠がもう少しあっても良かったんじゃないかなという御意見ですね。

防犯カメラについては、現場付近のものが若干、証拠であったのですかね。

**裁判員経験者 3**：防犯カメラの映像は何個かありましたけども、今は、防犯カメラはそこらじゅうにあるので、探したらもう少しあったんじゃないかなと思います。

**裁判員経験者 1**：今、少しずつ思い出してきました。私の事件の場合は、被告人グループが、写真を含めてたくさんの記録を残していたんですね。だから、非常によく分かりました。

**司会者**：4番さんの事件では、そういう証拠はあまりなかったんですか。

**裁判員経験者 4**：被告人が、犯罪をしていることを認めた上で、いつのことだったのかを争うような状態だったので。

**司会者**：起訴状に書いてあった犯行の日にちが違うといった、非常に細かい争いだったわけですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。弁護人はどうやって弁護するのかという点に興味を持ったのを覚えています。

**司会者**：現場状況等の報告書が分かりやすかったかということで、5番さんの事件では、現場状況の報告書が幾つも出てきていたかと思いますが、どうでし

たか。

**裁判員経験者 5**：現場の写真や図面や、いろいろなものが出てきて、人に対する被害はなかったけれども、もしもそこに人がいたら被害が出ていたであろうというような資料も提出されました。分かりやすかったです。

**司会者**：5番さんには別のこともお伺いしたいと思うんですけども、捜査段階で被告人が検察官の取調べを受けている状況を録画したビデオが再生されたと思うんです。

**裁判員経験者 5**：はい、あったと思います。

**司会者**：被告人が法廷で、自分は犯人じゃないという弁解をしているけれども、その法廷での弁解がおかしい、捜査段階で言っていたことと少し違うということを検察官が主張されて、捜査段階ではこういうやりとりがあったということで、被告人が検察庁の取調室で話をしている場面を録画したものが再生されたわけです。その取調べビデオの再生について、どうお感じになりましたか。

**裁判員経験者 5**：被告人の録画のところは、そういえばあったなというぐらいにしか覚えていません。特別、何か強制的に言わされているだとかいう感じはなく、普通の取調べというか、そういうものだったと記憶しています。

**司会者**：そのビデオを見ることで、評議がやりやすくなった等という御記憶は。

**裁判員経験者 5**：特別やりやすくなったというわけでもないですけど、確かに違いがあるんだなというような認識だったと思います。

**司会者**：法廷で話していたことと捜査段階で話していたことが違うなというぐらいの認識はあったという感じですか。

**裁判員経験者 5**：はい、そうですね。

**司会者**：冒頭陳述についてもお聞きします。

皆さんは、法廷で、最初に検察官や弁護人からの冒頭陳述をお聞きになって、それから証拠の中身を見て、証人尋問、被告人質問をお聞きになって、最後に論告弁論をお聞きになると、こういう流れだったと思うんです。

論告弁論については先ほど御意見をお伺いしましたが、冒頭陳述がどうだっ

たかという点についても、少しお伺いしたいと思います。

冒頭陳述を聞いたことによって、その後の証拠調べが分かりやすくなった、役に立ったと評価されているか、それとも、何のために冒頭陳述をしたのかが結局分からなかったといった印象だったか、どうでしょうかね。

**裁判員経験者 3**：私の事件では、3人が絡んでいたんですけど、不思議な人物相関図があって、最初にこれを見たときに、はっきり言って分からなかったんです。話を聞いているうちに何となく分かって、双方の言っていることが違うんで、そこを整理してから証人尋問に臨むというのはできましたけど。

**司会者**：3番さんの事件は、被告人と被害者と目撃者の3人に一定の関係があって、その関係がこの事件の背景にあったけれども、人物相関図を見ただけでは分かりにくかったと。そこを、冒頭陳述を聞くことで整理して理解できたということですかね。

ほかの方からも、冒頭陳述についての御意見はございませんか。

**堤検察官**：質問の趣旨に付加して、検察官はこういう観点で冒頭陳述をしているんだということを御説明した上で、いろいろと教えていただければと思います。結局、証拠調べというのが非常に大事だというふうに考えておりますので、冒頭陳述では、これからこういう証拠調べをしますよ、その意味はこういうところにありますよということをうまく伝えたいというのが目的になっています。

そういう観点で、一番最初に、A4やA3の紙1枚にまとめて行っているつもりなんですけど、それがどの程度皆さんに届いているのか。結局、検察官が何か勝手に言っているなど、後で証拠調べをしてみても、やっぱりよく分からないなという感じになっているのか、それとも冒頭陳述と証拠調べとがうまく繋がっているのか、そういう点でお気付きの点があれば教えていただければと思います。

**裁判員経験者 2**：今の説明は非常に分かりやすかったです。今みたいなことを裁判の最初に言っていただけてから説明していただければ、あっ、そういう意味

なんだなと分かるんですが、初めて事件に接する人間は、これは何の凶面かなというところから始まるんですよ。ですから、その冒頭陳述部分というのは、ほとんど記憶に残ってないんです。後から出てきた写真や証拠の方が、記憶に残っちゃうんです。ですから、最初にそれを言っていただけると、裁判に取り組みやすかったかなと、今、分かりました。

**司会者：**何のために冒頭陳述をするのかということ、冒頭陳述の冒頭で言うことが大事じゃないかと。

**裁判員経験者 4：**私の事件では、逆に、検察官の冒頭陳述を読んだだけで、その被告人の裏側まである程度分かるような書き方をしてくださっていたので、本当にすごく参考になったんですね。初めに、頭に叩き込むことができたので、後は非常に楽だった記憶があります。

弁護人の冒頭陳述は、割と淡々と箇条書きで書かれていたので、言いたいことは分かったんですけど、図も入れていただいていたら、こういうふうに弁護したいんだなというのがもっと分かったんじゃないかなと。もっと裏までやっていただけたらありがたかったなと思います。

**司会者：**3番さんの事件では、お医者さんが何人も出てこられて、かなり専門的な話をされる証拠調べだったと思うんですが、お医者さんたちが、一体何のために、何の話をされるのかということを知った上で証人尋問に臨まない、なかなか理解しにくいんじゃないかと思うんです。そういう意味で、3番さんの担当された事件での冒頭陳述は、役に立ったのでしょうか。

**裁判員経験者 3：**冒頭陳述で、最初に、どういう状況だったのかということ、簡単に述べてもらっていたので、その後の証人尋問では、細かくミクロな視点で突っ込むことができたと思います。ただ、証人尋問では、はっきり言って、医療用語がたくさん出てきて、何のことかほとんど理解ができなかったんですけども。

**司会者：**冒頭陳述では、証人尋問で何を聞くべきなのかが示されていたということですか。

**裁判員経験者 3** : そうですね。

**中川弁護士** : 弁護人の主張が分かりにくい、言い分が伝わりにくいという御指摘を複数いただいているわけですがけれども、言っている内容は御理解いただけるレベルできちんとした表現はできていて、その内容が、証拠や証人尋問の結果等々とは違うという印象なのか、少なくとも言っていることは分かったのか、プレゼンテーションができていたのかというのを教えていただければと思います。

**裁判員経験者 1** : 弁護人の言っていることはもちろん分かります。ですがけれども、先ほども言ったように、本当に弁護になっているのかなという意味で、検察官が聞いたことと同じことを何回も聞いている。弁護になるような聞き方をしているように思えなかったというのが一つ。

それと、もう一つは、弁護をしても、ちょっとそれは無理があるんじゃないかというふう感じたことが何回かありました。無理にでも弁護をしなければいけないところもあるのかもしれないですが、そういうところは少し感じました。

ただし、全部が全部じゃないんですよ。中には、こういう点で弁護をしているんだなというのがひしひしと伝わる弁護もありましたので。検察官に比べたら難しい立場なんだろうなというのは理解できますけども。

**司会者** : 今、おっしゃったのは、主に証人尋問や被告人質問のときの尋問の仕方、質問の仕方のことについてという理解でよろしいですか。

**裁判員経験者 1** : それで結構です。

**裁判員経験者 4** : 同じようなことなんですけど、初めに、被告人とちゃんと打合せをしているのかなという思いはありました。あなた達はここで初めて話しているのと思えるような場面が、1回や2回じゃなくあったんですね。今ここで確認するのかということが度々ありましたので、そういう姿を見せられると、心情的にも、どうしても不信感というか、検察官寄りになってしまうこともあるんじゃないかと思います。もう一つは、情状酌量をしてほしいがための意見

だったとは思いますが、今ここで関係のない、未来をどうしたいと思っているのかとかをしつこくおっしゃるんですね。だから、今そこは関係ないでしょう、誰かが止めなければ本当に最後まで行くよというぐらいされていたので、弁護人は変わった方だなと思ってしまいました。でも、一生懸命にしておられたのは認めます。

**司会者：**それでは、これで審理全般についての御意見をお伺いしたわけなんですけれども、せっかくお越しになっていますので、言う機会を逸してしまっただけ言っておきたいなという御意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

**裁判員経験者 1：**この裁判員裁判は、始まってからどれくらいが経つんですかね。実際にやられていて、プロの方々が下していた判断と、裁判員裁判になってからの判断とで、違いはあるんでしょうか。どういうふうにプラスになっているのか、またマイナスになっているのか。教えてもらいたいと思います。

**堤検察官：**私の個人的な意見ですが、職業裁判官だけが判断していたときとの大きな結果の違いはないかなという印象を受けています。私が最初に裁判員裁判を担当したとき、裁判員の方が本当に熱心に質問をし、誠実に証拠を見て、非常に重い判断をしてくださったわけです。そこで、やっぱり国民の力ってすごいなと、本当に真摯にやられるんだなというのを痛感したことがあります。そういう意味では、私は、裁判員制度はすごくいい制度であって、これまでとも余り大きな差はないということを感じております。

**司会者：**判決の内容はそんなに変わってないということですね。

**堤検察官：**はい。

**中川弁護士：**私の印象としては、一定の類型の犯罪、特に、弱者に対する性犯罪なんかは、かなり厳しくなっているなという印象を受けるんですが、その他については、それほど大きな判決結果の差はないのかなという印象を持っています。

弁護人として思うことは、弁護人がいい情状だと思って述べたことが余り伝わっていないことが多いので、きちんと、丁寧に、なぜこれが被告人に有利な



情状なのかということの説明しないと、なかなか判決には反映されないなという印象は持っています。そういう面では、従前よりも弁護人の表現力がしっかりしていなければ、なかなか酌み取ってもらえることはないんだろうと思いますので、弁護士会側でも、研修等をして、きちんと能力を磨く必要があるなど考えている次第です。

**司会者：** 検察官や弁護人の訴訟活動がより重要になってきたと、こういう評価をおっしゃったわけですね。

**空閑裁判官：** 判決の結論に当たる部分が変わったかどうかという点で言えば、今、検察官や弁護人が言われたように、そんなに極端に変わったということではないんだろうと思います。ただ、訴訟活動の変化であるとか、一つ証拠を作るときに分かりやすさであるとか、調書ではなく法廷での分かりやすい尋問をベースに審理を行うということもそうですし、いろんな点で、我々裁判官や検察官、弁護人が分かりやすくきちんと示して裁判員に伝えるという、そういうプロセスの部分が大きく変わっているんだろうと思うんですよね。それは、変わらざるを得ないし、こういう意見交換会等も含めて、いろんな場面を通じて、少しでも意味のある審理になるように工夫してきているのは間違いないので、そういう変化はあると思います。

それと、これは最近、私が思うところですけど、裁判員裁判でない刑事裁判もたくさんあって、私も担当しているわけなんですけど、そういう裁判でも、この認定をするときに、裁判員の方だったらこういう疑問を抱くかもしれないなとか、裁判員の方だったらこの量刑は軽いという意見が出るかもしれないなといったことを考えるようになりました。実際に、裁判員裁判をやりながら感じている肌感覚みたいなものがあって、自分の固定観念を揺さぶられるようなところが、自分が担当する他の刑事裁判にも影響しているような気がします。そういう影響もあるのかなと思っています。

**司会者：** 私の個人的な意見ですけれども、私としては、裁判員裁判の一番の眼目は、9人という多くの人たち、しかも、これまでの人生経験、現在のお立場、

物の考え方、よって立つバックボーン、そういったものの全く異なる方に集まってもらって、裁判官3人と合わせて9人で、多角的に証拠を見て、多角的にいろんな視点からの議論を行う、これがこの制度の一番の眼目だろうと思っています。そういう意味では、制度の目指していた目的は、この7年、8年の間に随分と達成されているというふうに思っています。

裁判官3人で議論することももちろん有益です。裁判官3人も人間ですから、それぞれ全く違うわけなんですけれども、そうは言っても、社会全体から見たら、似たような人生経験を辿ってきて、似たような考え方を持っている3人なので、その3人で議論するよりも9人で議論した方が、はるかに多角的な議論ができる、すなわち議論の深みが違う、そういうことなんだと思うんですね。

最終的なアウトプット自体はあまり変わっていないように見えても、その質ははるかに評価できるものがあるという、そういうことなんだろうと、私としては思っております。

皆さん、ほかに御意見等はございませんでしょうか。

**裁判員経験者2**：一つ気になっていたことがありますのは、過去の量刑に少しこだわっておられるように見えたんですよ。量刑の資料は、裁判員制度が始まってからの資料ですよというふうにおっしゃっていたんですけど、始まる時は、さらにその前の資料を参考にしてやっているわけですよ。そうすると、裁判官だけでやっているときと裁判員裁判とで、余り変わってないんじゃないかなと。本来の趣旨である、一般市民の感覚を取り入れるという部分が、本当にまだ浸透してないのかなと。どうしてもそっちの意見にほだされちゃうんですよ。

**司会者**：過去の量刑傾向を見せられると、どうしてもそっちに引きずられるということでしょうかね。これについては、いろいろな意見があろうかと思えます。

**空閑裁判官**：量刑については、個々の事案ごとに日々悩ましくて、したことの重

みを捉えて、基本的な刑の枠を考えるとということでやっていくんですが、裁判の公平性というところも考えなければいけないので、そのバランスをどう取るかというのは、非常に難しい作業ですね。どなたかがおっしゃったように、個々の価値観によって、刑の具体的な数字というのは違うところもあるので、非常に悩ましい中で日々やっているというところですよ。

御指摘としては、おっしゃる趣旨はよくわかります。個々の事案によって、その悩ましさがあるなというところですね。

**裁判員経験者 2**：私ね、すごく難しい問題だと思うのは、私ら素人が集まって議論をするわけですよ。そこで、裁判長が司会をされるわけです。議論が煮詰まっていけないといけないわけですから、司会の仕方によって大分変わりますよね。司会の方は非常に知識があるわけですから、これはこうだろうなと思っているのはあると思うんです。私たちが行った評議の中で司会をされた裁判長は、自分の意見を出さないようにされて、いろんな反対意見を出してくれたんで、全く問題なかったと思うんですけども、そこら辺の兼ね合いですよ。司会進行をどうするかによって、若干、量刑というのが変わってくるから、そこら辺がすごく難しい問題だろうなという気はします。

**司会者**：ありがとうございます。司会の難しさは日々、身にしみておりますので、今の御意見も踏まえて、今後やっていきたいと存じます。

では、皆さんに最後にお一言ずつ、これから裁判員を経験される方へのメッセージをいただければと思います。

**裁判員経験者 5**：初めて裁判という場に座らせていただいた最初の日には、検察官の言われること、弁護人の言われること、両方を聞いていると、どれがどれか分からないし、事件の関係図がややこしくて頭が混乱して、もう疲れたとなりました。でも、2日目は少し慣れて、資料を基に、ややこしいところを図解していただいたりして頭が整理されてきた。そして、裁判長が皆さんの意見を引き出してくださって、その意見を聞きながらまた自分の考えを整理して、また考えを引き出していただいてということを重ねるにつれて、私は、焦点が定ま

ってくるように感じて、その過程がすごく素晴らしかったと思います。

これだけ仕事も立場も違う人たちが、意見を言いやすくしていただいて、言わせていただいて、そして、それが最初はばらばらで、どっちへ向いていくのか分からないというところから、みんなが納得する辺りに収まっていく、その過程が素晴らしくて、いい体験をさせていただいたと思います。

ですから、素人にこんなことができるんだろうかというところから始まりましたけれども、素人でも何とか役目を果たさせていただけるし、また、ほかではない良い体験をさせていただける場でしたので、良かったなと思っております。

**裁判員経験者 4**：今の世の中は、割と自分以外に無関心の方が多くなってきてますよね。その中で、自分はそうではないと言いつつも、やっぱり新聞を見ててもどこか他人事だったんです。それが、裁判員を経験することによって、いろんな事件がすごく身近に感じられる、いい意味で身近になる、興味を持てるようになりました。また、法律については、知っている人にやってもらったらいというふうに思っていたのが、見向きもしなかった六法全書が欲しくなっちゃうぐらい、本当に、良い経験をさせてもらいました。事件性は置いて、すごく楽しかったですね。多種多様な人達とも知り合いになれたので。候補に選ばれたら嫌だという人も多い中で、私は逆に、できるだけやりなさいよと、むしろ立候補できるんだったら立候補してと言いたくなるような体験だったと思います。ですので、本当にどうもありがとうございましたと言いたいです。

**裁判員経験者 3**：自分も、選ばれたときは不安で、何をしていたか分からなかった、何の予備知識もなく臨んだんですけども、いざ始まってみたら、裁判員、補充裁判員、裁判官、持っている意見は違っても、それぞれの話を聞いて考えていく、こんなことは、今までに体験して来なかったなと思いました。それを体験できたという意味は、すごい大きいです。

裁判員候補者に当たったら、それで得られる経験の方が多いから、断らずに積極的にやってほしいなと思いましたね。

**裁判員経験者 2**：模範解答を言うのは簡単ですけど、皆さんおっしゃっているとおりでと思います。

それに加えて、一つ気になりますのは、裁判員裁判に参加する前に、そういう訓練があればいいなと思います。その方が、より深く関われると思うんですね。年に1回、名簿に載りましたよという通知が来ますよね。あそこから急に、あなたに決まりましたとなってしまうと、その間、勉強する方はいらっしやらないと思うんですよ。ですから、その間に、裁判員裁判を体験できるチャンスを候補者に与えることによって、そのうちの一人でも二人でも積極的になってくれば、もっともっと裁判員制度がうまく進むんじゃないかなというふうに感じました。

**裁判員経験者 1**：私は、裁判員をやってみたいなと思っていたところ、当たったので、良かったなと思っています。

実際にやってみて、非常に勉強になったし、何か学生の時分に戻ったように、いろいろと書いたり考えたりすることができたんで、非常に良かったなと思っています。

周りにも、やってみたいという雰囲気の人が比較的多かったんで、皆さん、理解はあるんじゃないかなと思っています。

できたらもう一回やってみたいなという気はありますんで、また何かあったらよろしくをお願いします。

**司会者**：ありがとうございました。

皆さん、本日は、お忙しいところ裁判所までお越しいただき、長時間の意見交換会にお付き合いいただきまして、本当にありがとうございます。今日いただきました貴重な御意見は、ぜひとも、裁判員制度の今後のより良い発展のために使わせていただきたいと存じます。

本日は本当にありがとうございました。

以 上